

所得税・住民税の申告はお早めに

税金は暮らしを支える 大きな力

税に関する標語
富士見町長賞受賞作品



南中学校 2年 佐伯 幸平君

今年も所得税や住民税（町
県民税）の申告時期となりま
した。

今から申告に必要な証明書
などをそろえ、早めに所得税・
住民税の申告をしましょう。

所得税の申告が必要な方

平成17年中（1月1日～12
月31日の間）に所得のあった
人で、次の項目に当てはまる
人は所得税の申告をしてくだ
さい。

- 商業・工業・農業などの事
業を営んでいる人や、地代・
家賃・配当などの所得のあ
る人で、所得の合計が所得
控除の合計より多い人。
- 土地や建物を買った譲渡所
得があった人。
- 給与所得者で、給与の収入
金額が2千万円を超える人
- 1カ所から給与を受けてい
る人で、給与所得や退職所
得以外の所得の合計が20万
円を超える人。
- 2カ所以上から給与を受け
ている人。
- 同族会社の役員やこれらの

人と親戚関係などの人で、
その法人から給与等の他に
貸付利子や賃借料を受けて
いる人。

退職所得のある人で、退職
所得の受給に関する申告書
を提出しなかった人。

申告で税金が戻る場合

確定申告をしなくてもよい
場合で、源泉徴収された税金
や予定納税をした税金が納め
過ぎになっている人は、還付
を受けるための申告書を提出
することができます。

- * 給与所得者で、雑損控除や
医療費控除、寄付金控除、
住宅取得等特別控除などを
受けることができる人。
- * 源泉徴収された配当や原稿
料などの収入が少額で、か
つその他の所得もあまり多
くない人。
- * 給与所得者で、年の途中で
退職しその後就職しなかつ
たため、年末調整を受けて
いない人。
- * 予定納税をしている人で、
確定申告の必要がなくなつ
た人。

申告書の記載は

ご自分の力で

所得税は、各人が自分の所
得金額とその所得金額に対す
る所得税額を計算し、申告し
た所得税額を納付する申告制
度を採用しています。

税務署では、この申告納税
制度の趣旨に基づき、確定申
告書など（収支内訳書などの
提出書類）について、ご自分
で作成し、郵送等により提出
していただく「自書申告」の
指導を推進しています。

税務署、役場から申告につ
いて指定のない方でも申告の
必要があると思われる方は、
所得税確定申告書作成指導会
場、または税務署で申告され
るか、申告書を自分で作成し
郵送により税務署へ提出して
ください。

なお、確定申告書の作成に
あたり、不明な点などがあり
ましたら税務署にご相談くだ
さい。

確定申告書の提出先
〒392-8601
諏訪市清水2-5-22

諏訪税務署 個人課税部門
☎57-5211(直通)

申告と納税は

3月15日までに

所得税の確定申告は2月16
日から始まり、申告と納税の
期限は3月15日となっていま
す。

納税は口座振替で

所得税の納税方法に振替納
税制度があります。この制度
を利用すれば、銀行などの預
金口座から振替によって納税
することができます。

希望される方は、預金先の
金融機関、税務署または申告
相談会場で担当者に申し出て
ください。

口座振替日は4月20日です
ので、口座残高を確認し振替
ができるよう、お願いします。

住民税の申告が不要な方

町内に住所を有する人で、
次の人は申告をする必要があ
りません。

平成17年分の確定申告をし
た人。

前年中の所得が給与と所得の
みで、勤務先から給与と支払
報告書が役場に提出されて
いる人。

前年中の収入が全く無く、
同居している親族の扶養家
族として申告されている人。

国保加入者は必ず申告を

国民健康保険の加入者で申
告がない場合、一定所得以下
の方に適用される軽減制度が
適用できなくなりまますので、
平成17年中に収入がない方で
も住民税の申告をしてくださ
い。

申告についての

お問い合わせ

役場財務課町民税係

☎62-9122

☎9122

2月28日・3月1日

コミュニティ・プラザ

(申告会場直通)

☎080-1077-1775

☎8143-8150